

平成 27 年 3 月 12 日

内閣府公益認定等委員会「公益法人の会計に関する研究会」

「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について（最終報告書素案）」に対する意見

公益財団法人公益法人協会
理事長 太田達男

「Ⅱ－1 会計基準の設定主体の在り方」について

公益法人会計基準の設定主体の在り方は、公益認定等委員会の下に置かれている研究会において引き続き検討することが妥当とされたが、短期的にはやむを得なかったとも考えられるが、長期的には民間が主体となるべきであり、今後も行政庁が策定・維持していくことには違和感を覚える。会計研究会で当面引き続き検討するとしても、当事者である実務家もメンバーに加え、会議は公開にするべきである。

「Ⅱ－2 法人類型ごとの適用する会計基準の明確化」について

採用する会計基準について、平成 16 年基準から平成 20 年基準に切り替えていくことを意図しているようにも読み取れる。とくに公益法人については FAQ の該当部分見直しを示唆しており、従来の公正妥当と認められるものであれば許容されるという原則を変えてしまうことには反対である。

「Ⅱ－3 会計基準に明示されていない新たな会計事象への対応」について

「資産除去債務に関する会計基準」「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」など企業会計で導入されている新たな事象の適用については、会計研究会において引き続き検討することとされたが、法人の負担とならないような観点での検討を願う。

「Ⅱ－4 制度と会計基準の分離」について

今回、分離可能性を検討した項目（B/S 内訳表簡便化、財産目録の使用目的欄など）については分離困難としているが、狭い範囲に限定して分離の可能性を検討しており、分離困難の理由も明示されていない。公益法人に適用する会計基準は純粹に非営利法人にあるべき会計の基準を追求し、法令上の遵守基準等の結果は、別途の方法により計算すべきであり、分離の方向での検討を要望する。

「Ⅲ 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和」について

公益目的事業のみを実施する法人については法人会計区分の作成を省略できることとされたが、同区分を省略する、しないは法人の選択が前提となっていると理解するが、この措置の導入に当たっては運用の詳細についてさらに検討を願う。

「Ⅳ－２ 正味財産増減計算書内訳表」について

正味財産増減計算書内訳表は、運用上、B/Sの単位ごと（B/S内訳表を作成している法人の場合は会計区分単位ごと）に期首及び期末の正味財産残高を記載すれば足りるとのことであるが、そのような区分単位でも記載する必要性に乏しく、合計欄の記載で十分である。

「Ⅴ－１ 収支相償の剰余金解消計画の１年延長」について

収支相償の剰余金解消計画を１年延長する取扱いを一定の条件のもとに認めることとされたが、現行のFAQV-2-⑤で、すでに翌々事業年度までかけて解消せざるを得ないときは認めており、１年延長したということにはならない。むしろ解消計画等について厳しい条件が規定され、規制強化のおそれもあり、慎重な取り扱いを願う。また、収支相償の考え方は法律の問題であり、その解釈を会計がおこなうことに違和感を覚えるものである。

「Ⅴ－２（１） 公益目的保有財産としての金融資産の取得」について

金融資産を取得することの必要性和合理性について、ア～エの項目が提示されているが、判定基準としては、剰余金の原因となる収入増もしくは費用減の事由が一時的要因で、当該剰余金を費消してしまうと将来の事業活動にも支障をきたすものであることが合理的に説明できれば足りる。とくにウの要件は、この低金利下で実現は不可能である。事業拡大という観点だけではなく、長期的、安定的に事業活動が維持できることも含めての合理性の判定を望むものである。

「Ⅴ－２（３） 過去の赤字補てん」について

過年度の赤字決算は純資産の減少を意味し、これの回復ができないとすると、公益法人は永遠に純資産減少という一方だけの方向を辿ることになる。これでは公益法人は早晚体力を消耗し、消滅の危機に瀕してしまう。そもそも認定法では収支相償の計算期間については定めがない。法人における業績は社会・経済環境などに左右され、年次ごとのブレが出るのがむしろ通常であり、複数年度によって判定する考え方を導入することを是非検討願いたい。

「Ⅴ－２（４） 公益目的保有財産を取り崩した場合の充当」について

赤字補てんを認めないことを前提にすれば成り立つ理屈であるが、過去の赤字を公益目的保有財産を取り崩し事業費に充てたとすれば、当然上記理由から積み戻しを認めるべきである。

「Ⅴ－３ 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」について

（指定正味財産）

- ・ 使途制約については、例えば「公益目的事業の〇〇事業に充当してほしい」「奨学金事業の奨学金の財源としてほしい」など、明確な使途制約が懸けられているものが指定正味財産と取り扱われるべきとされているが、寄附者の当該「公益目的事業」への寄附が明確であれば、それで足りる。構成事業まで使途制限をかけることはかえって煩雑となり、寄附促進の阻害要因となろう。

- ・寄附者の了解が得られれば、一定割合の寄附金を管理費に充当できるということは、寄附者から100%法人会計への充当する了解が得られれば、認められるという理解でよいか。
- ・運用益については具体的な用途の制約があるものについてのみ指定正味財産とすることが適当であるとのことであるが、寄附財産は元本と運用益は一体と考えることが通常であり、寄附者の気持ちからも一体と考えることが自然であり、運用益について用途を明示していなくても、指定正味財産とすることが相当である。

「VI-1 別表 H と財務諸表の関係」について

公益目的事業会計で赤字が発生し、公益目的事業財産以外の財産から赤字を補てんした場合の取り扱いについて、赤字を補てんした財産は、認定法第18条第8号に基づく認定法施行規則第26条第8号で規定する、公益目的事業のために使用、又は処分する旨を定めた額に相当する財産に該当すると考えられるとのことであるが、この考え方には反対である。これは認定法第30条第2項の規定に違反していると考えざるを得ない。つまり、同条の規定は「公益目的事業財産以外の財産」を財源としてまで公益目的事業を実施した場合は、その財源とした額を贈与すべき公益目的取得財産残額から減額することが社会通念上公平であるとの考え方に基づくものと考えられるが、赤字相当額を別表 H(1)13 欄に記入すると、公益目的事業財産の増加と同事業費が相殺される結果、公益目的増減差額は減額されず、同条の規定が空文化することになる。これは会計の問題ではなく法律の問題であり、さらなる検討を願うものである。

以上